
昇降機等の定期報告の変更届について

平成30年春期部会

昇降機等の定期報告の変更届は、設置計画書（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設）の内容を変更した場合に提出する。

<解説>

静岡県、特定行政庁毎に建築基準法施行細則があり、それぞれ定期報告の変更届の規定がある。

静岡県 第25条第3項（様式第41号）

静岡市 第33条第6項（様式第35号）

浜松市 第23条第5項（様式第27号）

沼津市 第25条第6項（様式第28号）

富士市 第24条第7項（様式第36号）

富士宮市 第18条第6項（様式第19号）

焼津市 第32条第6項（様式第29号）

建築設備の部分の構造の変更をしようとする20日前までに、変更届を提出しなければならない。

既設昇降機に、地震時等管制運転装置、戸開走行保護装置等を設置する場合も、変更届を提出する必要がある。